

青森県報

第二百一十一号

令和二年
九月二十三日
(水曜日)

目次

- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
- 漁港の指定内容の変更……………(漁港漁場整備課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二
- 証紙売りさばき人の住所の変更……………(同) ……三

公 告

- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……三
 - 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……四
 - 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……四
 - 右 同……………(同) ……四

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印アロイラー肥育後 期用配合飼料HノーサンEP 中期用	2.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印肉豚肥育用配合飼 料Hのびざかり肉豚K	2.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無

- 右 同……………(同) ……五
 - 土地改良区の役員の退任……………(西北地域) ……五
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五
 - 右 同……………(上北地域) ……五
 - 右 同……………(同) ……五
 - 右 同……………(同) ……五
- 監査委員
- 監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……五

告

示

青森県告示第七百二十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により令和二年七月九日、同月十五日及び同年八月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和二年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	日清丸紅印成鶏用配合飼料下 澤16	2.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地9	同左	日清丸紅印肉牛用配合飼料和 牛仕上用	2.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印ブロイラー肥育前期 用配合飼料あべどり餌付SD	2.8	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印ほ乳期子豚育成用配 合飼料ネイチャーⅢ	2.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印ほ乳期子豚育成用配 合飼料キリーナ○後期	2.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム	無

青森県告示第七百二十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第五項の規定により、野牛漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十項の規定により告示する。

令和二年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 野牛漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 下北郡東通村
- 四 区域

水 域	陸 域
次のア点からク点までを順次結んだ線及び ク点とア点を結んだ線により囲まれた区 域内の海面 ア点 北緯四一度二分二八秒五五八三 イ点 北緯四一度二分三〇秒七五八三 ウ点 北緯四一度二分三三秒一八六二	水域の欄に規定する線及び水際線 により囲まれた区域内の地域

エ点 東経一四度一分四〇秒三四〇五	オ点 東経一四度一分四〇秒三四〇五	カ点 東経一四度一分四〇秒三四〇五	キ点 東経一四度一分四〇秒三四〇五	ク点 東経一四度一分四〇秒三四〇五
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

青森県告示第七百二十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

八戸支店

八戸市大字番町

を

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年九月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

農用地利用配分計画の認可

公 告

区分	住 所	名 称	変更年月日
変更前	八戸市内丸一丁目一の一	八戸食品衛生協会	令和二・八・二
変更後	八戸市田向三丁目六の一	変更なし	

青森県知事 三 村 申 吾

令和二年九月二十三日

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

青森県告示第七百二十七号

八戸支店	八戸市大字堀端町	に、
三日町支店	八戸市大字三日町	を
三日町支店	八戸市大字堀端町	に改める。

令和二年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
鶴谷 司	青森市		青森市大字後潟字平野六三〇
工藤 政道	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字松野木字大栗山九七
株式会社エムケイ商事	弘前市		弘前市大字一町田字石田四九二
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字宇田野八四四ほか四筆
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字宇田野一〇五五の一ほか一筆
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字神原五九六の一ほか三筆
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字神原一〇一一ほか二筆
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字宇田野七五九ほか九筆
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字宇田野八三二ほか一筆
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字神原五四一
株式会社かさいフアーム	弘前市		弘前市大字小友字宇田野八三五ほか二筆
水木 康平	南津軽郡大鰐町		南津軽郡大鰐町大字苦木字長谷田一七四の二ほか二筆
水木 康平	南津軽郡大鰐町		南津軽郡大鰐町大字苦木字長谷田一七二ほか一筆
谷地村 富美夫	八戸市		三戸郡新郷村大字戸来字生水一九の二
田沢 勝榮	三戸郡新郷村		三戸郡新郷村大字戸来字生水二五の二ほか一筆

小野 哲義	五所川原市	五所川原市大字羽野木沢字実吉三六二
米塚 伸一	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一三〇
亀田 健吾	上北郡野辺地町	上北郡野辺地町字有戸鳥井平二一の二のうちほか二筆
亀田 健吾	上北郡野辺地町	上北郡野辺地町字有戸鳥井平一八二の一

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、磯松地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年九月二十四日から同年十月二十一日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、縮土地区の定款の変更を令和二年九月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

三八地域県民局長 堀 義 明

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、田子町土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和二年九月三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

三八地域県民局長 堀 義 明

事業名 維持管理

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、馬淵川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和二年九月三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

三八地域県民局長 堀 義 明

事業名 維持管理

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、館土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和二年九月三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

三八地域県民局長 堀 義 明

事業名 維持管理

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	伊 東 秋 雄	西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前町字小津軽 沢五六	令和二・八・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田光土地改良区の定款の変更を令和二年九月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を令和二年八月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を令和二年九月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂土路川土地改良区の定款の変更を令和二年九月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年九月二十三日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

令和2年6月8日付け青森県報号外第67号で公表した監査の結果について、地方自

